平成２４年（フ）第２０２６号
横浜市南区平楽56番地の３
破産者　繁昌　百枝
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２８号
相模原市緑区根小屋2782番地６
破産者　元木　久一
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３２９号
相模原市緑区根小屋2782番地６
破産者　元木　文子（旧姓芦川）
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３５０号
相模原市中央区淵野辺３丁目11番６号　コートフジミ106
破産者　坂　　栄平
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２９０号
金沢市長坂２丁目16番５号　ＭＯＧＡ－Ｉ号、従前の住所金沢市野田町４街区18番地
破産者　濱岡　　集（旧姓福田）
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１４８９号
京都府綾部市西町１丁目48番地の１
破産者　高倉こと　髙倉　泰秀
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８４号
京都市伏見区深草墨染町20番地３　ゆたかマンション303
破産者　玉村　真一
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
山口県長門市俵山1596番地１
破産者　守山土建こと　守山　茂雄
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第８号
山口県長門市仙崎1087番地14
破産者　小久保利光
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１５１号
愛媛県松山市小浜甲547番地３、開始決定時の住所愛媛県松山市小浜甲545番地３
破産者　田房　　一
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
高知県須崎市東古市町２番７号
破産者　青木　里香（旧姓岡本）
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第８５号
長崎県諫早市宇都町19番29号
破産者　古場恵里子
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村1231番地
破産者　田爪　一幸
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１３３号
宮崎県都城市蓑原町2448番地２
破産者　上野ひとみ
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江１番地４
破産者　池田　祐好
１　決定年月日　平成24年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第６４０号
埼玉県所沢市大字下安松691番地の５　安松ハイツ２―106
破産者　折田　　守
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４５号
埼玉県川越市寿町１丁目2279番地１　ジャスティー101号室、前住所埼玉県川越市大字木野目254番地12
破産者　小林　賢治
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４６号
埼玉県川越市寿町１丁目2279番地１　ジャスティー101号室、前住所埼玉県川越市大字木野目254番地12
破産者　小林　友子
１　決定年月日　平成24年12月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５０号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目11番８―608号、以前の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目９番19号シューパレスⅡ103号
破産者　酒井　光憲
１　決定年月日　平成24年12月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５９号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目27番18号アイエスオー参番館410号、前住所兵庫県尼崎市小中島１丁目２番８号坂本文化
破産者　宮本　　保
１　決定年月日　平成24年12月７日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係